

# 「自治会改革 市の事業を自治会が担う案件が益々増えてきています。」

自治会は任意の団体で、加入は強制ではありません。しかし、近年、市の事業を自治会が担う案件が益々増えてきています。

**敬老会**(今年から、自治会単位になりました。合同で行うことも可。)

**防災組織**を立ち上げ、地域において防災訓練等を行う。

**高齢者いきいきサロン**の運営(社会福祉協議会の事業)

※これらの事業には、市や社会福祉協議会から補助金が支給されています。  
※主催は市や任意の団体である自治会や自治会長ですが、**参加対象者は自治会加入に関係なく、地域に住む人すべてが対象です。**

## 自治会への補助金のあり方は、今のままでよいのでしょうか？

現在、市から自治会への補助金はありませんが、事業ごとに申請すれば、防犯・防災等には一部市の補助があり、高齢者いきいきサロンには社会福祉協議会から補助金が交付されます。

自治員(=自治会長)には、市と自治会とのパイプ役や広報の配布に対して総額(99自治員分)2,300万円/年の自治員報酬が与えられます。  
自治連合会にも補助金が交付されます。(245万円/年)

**これからの少子高齢化社会を地域で支えるため、自治会や自治員制度は、どういうもの、どういう中身にすればよいのでしょうか？**

市は、**自治員制度の見直しを自治連合会の役員達に任せています**。「見直し案がいつ頃出てくるのか」と質問しても、答弁は「なるべく早くに」というだけでした。自治員制度の中にいる人達から見直し案や改革案が出てくるのでしょうか。

私は、**市が方向性を示すべき、自治連合会をリードすべきと考えます**。

皆様はどう思いますか？



## 東埼玉病院の中の市道が12メートル幅に拡大されます。

市道拡幅に伴い、**235本の木が総額3,500万円をかけて伐採されます**。入り口の桜並木、一番奥の高さ25 m、枝張り22mの見事なクヌギの木も含まれます。周辺には雅楽谷遺跡があり、縄文後期から人が住んでいた豊かな森が残っています。散歩コースもあり、人々の憩いの場所になっています。

雨や強い日差しを遮るクヌギの木の下はふかふかの土で、秋にはたくさんのどんぐりが落ちています。

「全部伐採し、広い道を造ります!!」  
「便利になる～ バスを通る～」

でも、大きなクヌギの木を残すルートで道がつかれないかしら？  
壊れた自然は戻らないのですから!



伐らないで  
ください!  
野鳥、クワガタ、サイ  
カチ、カブト虫、その他  
大勢より

# ゆたに 百合子

蓮田市黒浜936-12 TEL&FAX 048-764-0207  
Email : yutani@qk9.so-net.ne.jp

日々の活動報告を  
行っています。

ゆたに百合子

検索



## 西口再開発ビル建設計画 破綻!?

蓮田市が計画していた西口再開発ビル建設計画が暗礁に乗り上げました。

蓮田市の計画については、今までの報告書で伝えてきましたが、14階建のマンション棟と2階建の公益施設棟があり、公益施設棟の1階に診療所(蓮田病院が入る予定)、2階に蓮田市の公益施設が入る計画でした。また、**再開発ビルの建築を、蓮田市に代わって「特定建築者」に行わせることができる特定建築者制度を採用しました。**

平成29年 6月	6月15日	特定建築者募集の公募
	6月15~26日	応募登録の受付(1者が応募)
	6月29日	応募登録者の決定(東急不動産・蓮田病院事業共同体)



完成予想図

平成29年 7~8月	7月7~8月15日	事業提案書の受付
	8月15日	応募登録者から事業提案書の延期願が提出された。

平成29年 9月	9月4日	応募登録者のうち、蓮田病院が受注した場合、医療法に違反する可能性がある旨、埼玉県より文書で注意される。
	9月25日	応募登録者から辞退届が提出された!

埼玉県からの書面の内容は、蓮田病院が事業共同体に入るのは、医療法第42条に抵触する。つまり、蓮田病院が事業共同体になることは、法律に違反するという内容です。

※医療法第42条では医療法人が行うことができる業務を定めていますが、ビルの建築は含まれていません。

意見交換会を開催しま~す。気軽にお越しください。

12月3日(日) 13時30分~16時30分

蓮田市図書館 視聴覚ホール

まちの課題や身近な問題点について、広く意見交換をしましょう。



そもそも

## 西口再開発ビル、どんな建物なの？ 計画内容の変遷

西口再開発ビルは、「28階建タワーマンション計画 + 公益施設」でしたが、「14階建マンション+公益施設」になり、「14階建マンション+公益施設+蓮田病院が入る診療所」と計画が変わってきました。

私は、診療所については、一般質問の中で【公平に公募をし、市民サービス向上になる施設、床を高く買ってくれる施設にすべき】と主張してきました。

市長は、あくまでも「蓮田病院とやる」との答弁でした。私は、特定建築者として、蓮田病院が事業共同体に名前を連ねてくることは想像していませんでしたが、市は、県の市街地整備課と相談しながら事業を進めてきていて、医療法人が事業共同体になることは問題ないと考えていたようです。

私は、市内部でも検討を行いながら公平性を保つ方法を求め続けてきました。そのような中、**県の医療整備課から医療法に抵触する可能性を指摘され、結果、登録者が辞退するという状況になりました。**

西口再開発ビル建設事業は、振り出しに戻ることになる??



日本唯一?

## 平成29年9月議会一般質問 『市長への手紙』を、実名で公開するのは蓮田市だけ!?

「市長への手紙」は、誰でも市長に意見や提案を送ることができる制度です。

- ◆ 市民から意見や提案を募り、市政運営に反映させることが目的です。一通あたり360字までの内容を、手紙、ファックス、メールで送付でき、住所、氏名、電話番号を明記します。
- ◆ 平成28年から、蓮田市のホームページで公表されています。
- ◆ 手紙の公表は、多くの市町でも行っています。

**他市** 意見や提案(要約したもの)と、市の回答が公表されます。投書者の名前は、個人情報に配慮して載せません。

**蓮田市** 意見や提案(原文どおり)と、市の回答が公表されます。投書者の実名を載せます。実名を載せる理由は、氏名の公表が投書者の公表希望に添うため、また、手紙の内容に責任を持っていただくためとしています。実名公表なので、なりすまし予防のために、市役所の管理職2名が投書者の自宅に出向き、運転免許証かパスポートで本人確認を行います。

「市長への手紙」の目的は、市民から広く意見や要望を募り、それを市政に反映することです。**誰が投書したか、投書者の名前が重要なのではなく、どのような意見が寄せられたか、そして市がどのように回答したかが重要です。**

投書者の名前は個人情報なので、他市では公開されません。蓮田市は、前もって「ホームページで公表する際は、投書者の名前を載せますが、良いですか?」と投書者から承諾をとります。さらに、本人確認のために自宅に2名の職員が訪問します。市(お代官)に意見するものは、さらしものになる?



## 入札改革がまとまりました!!

3月議会一般質問で、入札改革を提案してきました。

**湯谷の提案内容** 現在、蓮田市の道路課の平成28年度発注事業数は全部で221件。そのうち500万円以下の契約については、担当課が発注業務を行います。指名競争47件、随意契約160件。500万円以上の契約は、契約担当が電子入札で行います。しかし、**入札改革を行っている市は、140万円以上の契約をすべて契約担当課が電子入札で行い、結果も公表しています。蓮田市もそのようにすべきと求めました。**

### ■ 平成29年9月27日 市がまとめた改革案

- (1) **設計書作成、設計書の審査**  
参考見積は、3者以上。  
設計書の審査は、事業課だけでなく、入札契約主管課においても実施。
- (2) **業者選定及び入札執行を、事業課から入札契約主管課へ大幅移行**
  - ◆ 事業課の対象案件  
工事(130万円以下)、工事委託(80万円以下)、物品購入(80万円以下)
  - ◆ 入札契約適正化審議会(公募市民委員3名と副市長、各部長)の対象案件  
工事(130~150万円)、委託(50~500万円以下)、物品購入(80万円以下)
  - ◆ 工事請負指名業者選定委員会(副市長、各部長で構成)の対象案件  
工事(500万円超)、工事委託(500万円超)、工事以外の委託(50万円)、物品購入(80万円超)、リース(40万円超)  
※入札契約適正化審議会及び工事請負指名業者選定委員会で**入札結果の検証を行う。**
- (3) **業者選定基準**  
指名競争入札における業者選定については、級別格付けを基本とする。
- (4) **一般競争入札及び電子入札の拡大**  
一般競争入札…工事(500万円超)、工事委託(500万円超)  
電子入札…工事(130万円超)、工事委託(50万円超)
- (5) **随意契約**
  - ◆ 設計金額が30万円以下のもの…予定価格の作成を省略。
  - ◆ 契約見込金額30万円以下のもの…設計書の作成を省略。
  - ◆ 見積書…10万円以下の設計・契約見込みのもの。  
30万円以下の修繕は1者、これ以上は3者。
  - ◆ 請書…契約金額が10万円以下のものは、請書の作成を省略。
  - ◆ 少額契約(上記金額未満)については、小規模契約希望者登録制度を活用。

私が一般質問で提案してきた、「入札結果を検証すること」を始めるのは、評価できません。また、事業課だけでなく、入札契約主管課において、さらに電子入札等拡大することで、業者との癒着の排除、公平性や透明性を確保した入札を目指すことになります。**しかし、この改革案には、「入札結果の公表」が入っていません!!** 今後も、ホームページでの入札結果の公表を求めていきます。

